

香南市中小企業者応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症によって影響を受けた中小企業者の再起を後押しするとともに、安定的な事業の継続と市民の安全・安心な生活の確保を図ることを目的として、中小企業者が行う新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組や事業継続等に向けた取組に要する経費に対し、香南市中小企業者応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、香南市補助金交付規則（平成18年香南市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者で、次のア又はイの要件に該当するものをいう。

ア 香南市内に事業所を有していること。

イ 事業所を有さない形態で事業を営んでいる場合は、香南市に住所を有し、現に居住していること。

(2) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。

(補助事業者等)

第3条 補助事業者、補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助事業の実施期間)

第4条 この事業の実施期間は、市長が第6条第1項の規定により行った交付決定の日から令和4年2月28日までとする。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、香南市中小企業者応

援補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助金の申請期限は、令和4年2月28日までとする。

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付の決定を行い、香南市中小企業者応援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知に際して、必要な条件を付することができる。

（補助の条件）

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 補助事業の実施に当たっては、香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年香南市規則第2号）第2条第2項第5号に規定する者を契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る市の取扱いに準じて行うこと。

（2） 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（3） 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

（4） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の目的に沿って効率的な運用を図ること。

（5） 補助事業により取得した単価50万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に香南市中小企業者応援補助金財産処分承認申請書（様式第3号）による市長の承認を受けること。

（6） 前号の規定により市長の承認を得て交付を受けた補助金のうち、同号の規定による処分時から財産処分制限期間までの期間に係る減価償却額を原則として返

還するとともに、財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を市に納付すること。

(7) 市税の滞納がないこと。

(8) 補助金の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けないこと。

(補助金の変更等の申請)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ香南市中小企業者応援補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) やむを得ない理由による補助事業者の変更

(2) 補助事業費の増額

(3) 補助事業費の20パーセントを超える減額

(4) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更

2 市長は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、香南市中小企業者応援補助金変更承認通知書（様式第5号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知に際して必要な条件を付すことができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ香南市中小企業者応援補助金中止（廃止）申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項に規定する補助事業の中止又は廃止の承認について準用する。

(状況報告及び調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了の日又は当該年度の2月28日のいずれか早い日までに、香南市中小企業者応援補助金実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、当該実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額の確定し、香南市中小企業者応援補助金確定通知書（様式第8号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の支払）

第13条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、香南市中小企業者応援補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 市長は、第9条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には第6条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（1） 補助事業者が、法令、この告示又は法令若しくはこの告示に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

（2） 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（3） 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

（4） 交付の決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第15条 補助事業者は、第6条第1項の規定による交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を市長の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、第7条第3号から第6号まで、第10条及び第14条の規定は、同日後もなお効力を有する。

別表（第3条関係）

補助事業者	補助対象 事業	補助対象 経費 (注)	補助率	補助限度額
令和元年12月31日以前より事業を開始し、新型コロナウイルス感染症拡大により令和2年の事業収入（売上げ）が前年比で減少している中小企業者であり、補助金の交付を申請する日以後も香南市内で事業を継続する（第2条第1号イに該当する場合は、香南市内に住所を有し、事業を継続する）意思があるもの	新型コロナ ウイルス感染症 等の拡大 防止に向 けた取組	備品購入 費、工事 請負費、 委託費、 使用料及 び賃借 料、役務 費並びに 消耗品費	補助対象経費の 4分の3以内 ※令和2年の事 業収入（売上 げ）が前年比で 20%以上減少し ている場合 補助対象経費の 5分の4以内	1事業者当たり 375,000円 （消耗品につい ては75,000円） ※令和2年の事 業収入（売上 げ）が前年比で 20%以上減少し ている場合は、 1事業者当たり 400,000円（消耗 品については 80,000円）とす る。
	アフタ ー・コロ ナに向け た取組 （売上げ の回復及 び事業の 継続につ ながる取 組をい う。以下 同じ。）	広報宣伝 費、設備 導入費、 使用料及 び賃借 料、開発 費及び外 注費		
令和2年以後に事業を開始した中小企業者であり、補助金の交付を申請する日以後も香南市内で事業を継続	新型コロナ ウイルス感染症 等の拡大	備品購入 費、工事 請負費、 委託費、	補助対象経費の 4分の3以内	1事業者当たり 375,000円 （消耗品につい ては75,000円）

する（第2条第1号イに該当する場合は、香南市内に住所を有し、事業を継続する）意思があるもの	防止に向けた取組	使用料及び賃借料、役務費並びに消耗品費	
	アフター・コロナに向けた取組	広報宣伝費、設備導入費、使用料及び賃借料、開発費及び外注費	

（注） 消費税及び地方消費税額は補助対象外とする。